

## 「給与」に関する意識調査

## 新社会人の7割が「給与研修を受けた」と回答

## 給与に関する知識ゼロの先輩社会人は1割超 新人よりも“無知”？

## ～ プロが解説！「手取りが減る春のワナ？ 給与と社会保険料の仕組み」～

4月25日は「ファーストペイデー（初任給の日）」です。初任給を楽しみにしている新社会人も多いかと思います。そこで、登録者数100万人超のYouTubeチャンネル『脱・税理士スガワラクん』を運営する税理士の菅原 由一は、今年度の新社会人の男女132名と社会人5年目以上の男女150名を対象に「給与」についての意識調査を実施しました。



## ■ 調査概要

## 【新社会人】

調査期間：2025年4月17日～22日

調査手法：インターネット調査

調査対象：18歳～24歳未満の令和7年度新社会人の男女

調査地域：全国

有効回答者数：132名

調査機関：Freeasy（新社会人・先輩社会人ともに）

※本リリースの調査結果をご利用いただく際は、「脱・税理士スガワラクん 調べ」と必ずご明記ください。

## 【先輩社会人】

調査期間：2025年4月22日

調査手法：インターネット調査

調査対象：22歳～30歳未満の社会人5年目以上の男女

調査地域：全国

有効回答者数：150名

## ■ 調査結果サマリー

- ・新社会人の約7割が給与研修を受けている
- ・先輩社会人の約9割が給与明細をある程度理解している一方、1割は理解していない
- ・給与の基本知識「基本給・手取り・額面の違い」が最多
- ・先輩社会人の4割超が「手取りの少なさ」に衝撃

本リリースに関するお問い合わせ先

株式会社スガワラクん PR事務局

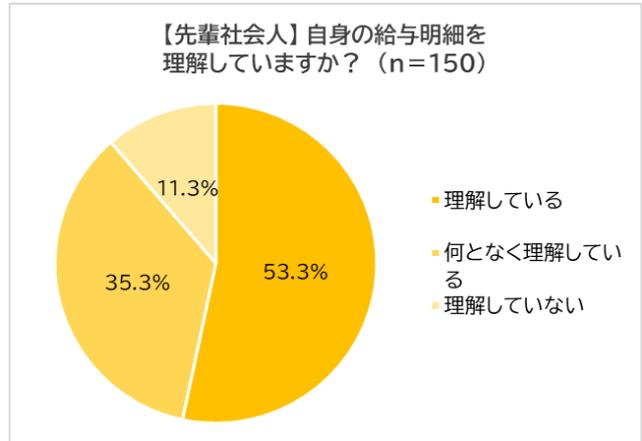
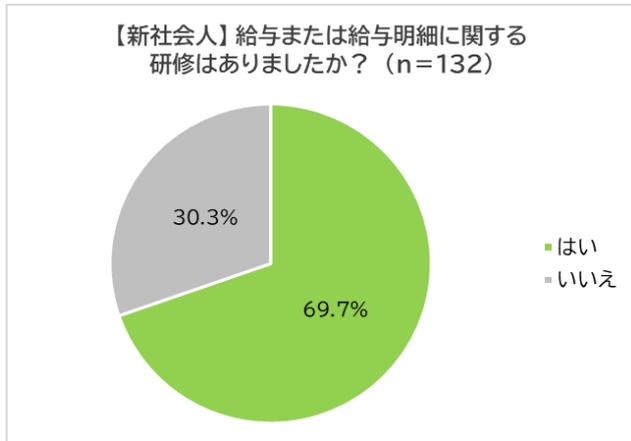
株式会社えびラーメンとチョコレートモンブランが食べたい

担当：木村 E-mail：kimura@ebichoco.com

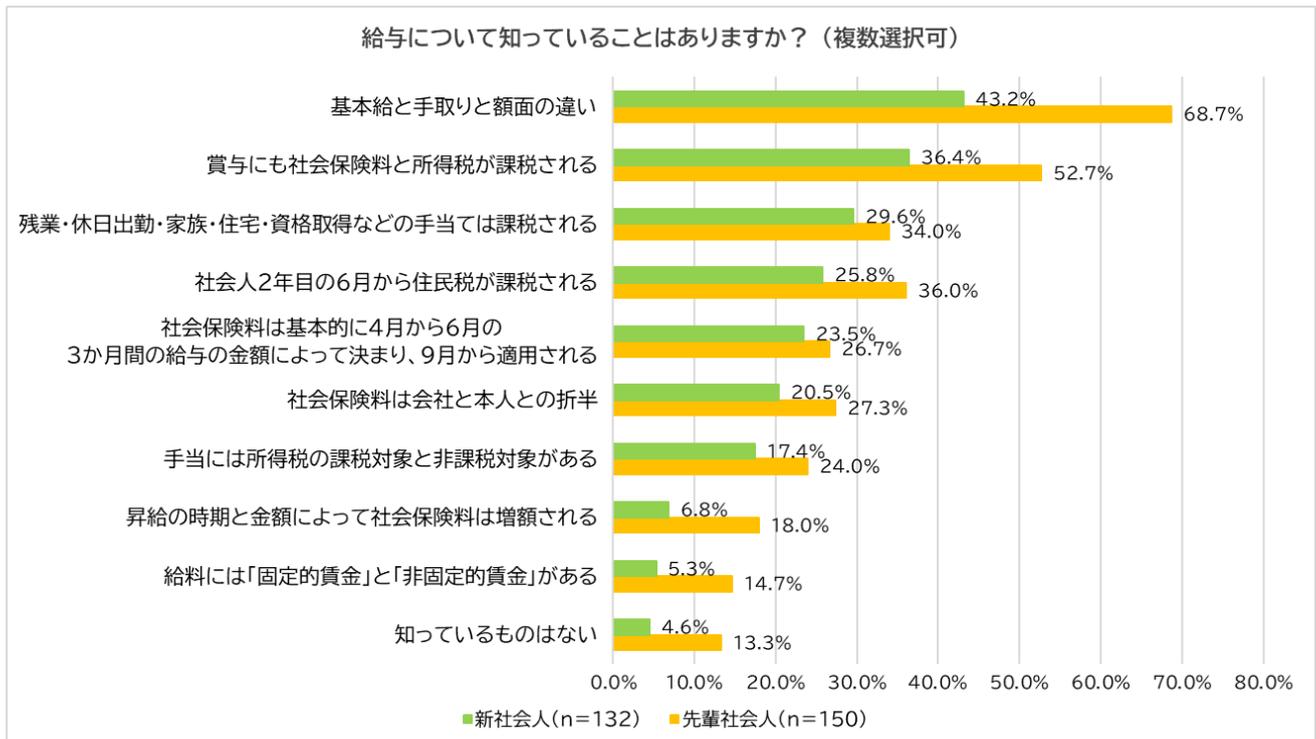
■ 調査結果

今年度の新社会人132名に「給与または給与明細に関する研修はあったか？」と尋ねたところ、69.7%が「はい」と回答しました。これにより、多くの企業が入社時に給与に関する研修を行っていることがわかります。

社会人5年目以上の先輩社会人（以下、先輩社会人）に「自身の給与明細を理解しているか？」と聞いたところ、53.3%が「理解している」と回答し、「何となく理解している」（35.3%）と答えた人と合わせて約9割が程度に差はあるが理解していることがわかりました。しかし、「理解していない」と回答した人も11.3%いました。

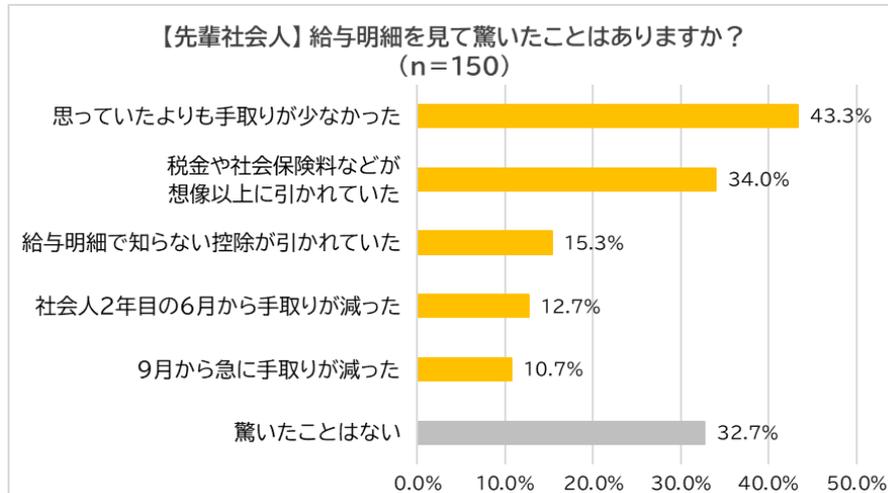


次に、新社会人と先輩社会人それぞれに「給与について知っていることはあるか？」と尋ねたところ、「基本給与と手取りと額面の違い」が最多となり、新社会人の43.2%、先輩社会人では68.7%にのびりました。次点の「賞与にも社会保険料と所得税が課税される」は、新社会人の36.4%、先輩社会人の52.7%でした。また、「残業・休日出勤・家族・住宅・資格取得などの手当では課税される」（新社会人：29.6%、先輩社会人：34.0%）、「社会人2年目の6月から住民税が課税される」（新社会人：25.8%、先輩社会人：36.0%）なども目立ちました。しかし、「知っているものは何もない」は新社会人で4.6%にとどまった一方、先輩社会人では13.3%とやや高い結果となりました。



本リリースに関するお問い合わせ先  
 株式会社スガワラくん PR事務局  
 株式会社えびラーメンとチョコレートモンブランが食べたい  
 担当：木村 E-mail：kimura@ebichoco.com

最後に、先輩社会人に「給与明細を見て驚いたことはあるか？」尋ねました。最も多かったのは「思っていたよりも手取りが少なかった」（43.3%）、次いで「税金や社会保険料などが想像以上に引かれていた」（34.0%）、「驚いたことはない」（32.7%）と続きました。その他、「給与明細で知らない控除が引かれていた」（15.3%）、「社会人2年目の6月から手取りが減った」（12.7%）、「9月から急に手取りが減った」（10.7%）といった回答もありました。



## ■ 税理士・菅原由一が『手取り』の仕組みを徹底解説

企業によって異なりますが、毎月25日を給料日と定めているところが多いため、4月25日に初任給をもらう新入社員は多いと思います。そこで、今回は「給与と社会保険料」について解説します。

### 「基本給」「額面」「手取り」ってどう違う？

基本給は、会社から毎月決まって支払われる固定の給料で、手当やインセンティブは含まれません。額面は、基本給に手当やインセンティブなどを加えた「支給総額」のことです。この額面から、税金や社会保険料などが差し引かれて、実際に自分の口座に振り込まれる金額が手取りになります。

### 給与明細、3つのチェックポイント

1つ目は、給与から引かれる税金や社会保険料などの控除項目が正しく計算されているか。2つ目は、自分の口座に振り込まれた「手取り額」が合っているか。3つ目は、給料が支払われる日（支給日）や、計算のもとになる期間の終わりの日（締め日）が正しく記載されているかを確認しましょう。

### 社会保険料ってどうやって決まるの？

社会保険料は、「健康保険」「厚生年金」「雇用保険」「介護保険（対象者のみ）」「労災保険」の5つで構成されており、給与や報酬に応じて一定の割合で差し引かれます。計算のもとになるのは「標準報酬月額」や「基本給」などで、それぞれの保険には決まった料率（パーセンテージ）が適用されます。

**健康保険料**：病気やケガの医療費をカバーする制度。保険料は標準報酬月額に保険料率をかけて計算し、保険料率は地域や健康保険組合によって異なります。

**厚生年金保険料**：老後や障害時、死亡時に年金を受け取る制度。健康保険と同じく、標準報酬月額に保険料率をかけて保険料が決まります。

本リリースに関するお問い合わせ先  
株式会社スガワラくん PR事務局  
株式会社えびラーメンとチョコレートモンブランが食べたい  
担当：木村 E-mail：kimura@ebichoco.com

**雇用保険料**：失業したときに生活を支えるための制度。給与に保険料率をかけて保険料を計算し、業種によって料率が異なります。

標準報酬月額とは、毎月受け取る給料や手当など、働いたことに対する報酬の合計です。現金だけでなく、定期券や社宅のような「現物支給」も含まれます。（例：基本給、通勤手当、扶養手当、住宅手当、管理職手当、インセンティブなど）一方、一時的に支払われるもの（年3回以下の賞与など）、出張や赴任時の交通費など立て替えて支払われる実費、お祝い金や見舞金など会社が好意で支給するものなどは「報酬」とみなされないため、標準報酬月額の計算には含まれません。

このように、社会保険料は毎月の給与から自動的に差し引かれていますが、その内訳や対象になる金額についても理解しておくことが安心です。

### 春の残業に要注意！手取り減につながるかも

社会保険料は毎年4～6月の給与支給額で決まり、9月から1年間適用されます。社会保険料を抑えるには、給与支給のタイミングが当月払いの人は4～6月、翌月払いの人は3～5月は残業などで給与を上げすぎないことが重要です。残業代などの「非固定賃金」はこの時期の算出に含まれるため、給与が2～3万増えるだけで、毎月の社会保険料が数千円増加し、9月（もしくは10月）からの手取りが減ってしまう可能性もあります。

また、4月の昇給は社会保険料増加に直結するため、できれば7月以降にずらすことが理想です。ただし、7～9月に給与が2等級以上上がると、4か月目（10月）から社会保険料が増える可能性があります。

社会保険料は、本人と会社の折半です。会社は従業員全員分が乗っかってくるため、その分負担額が大きくなります。

春は年度末や年度初めもあるため、1年を通して忙しい会社が多いと思います。このように、春に忙しく残業が多い会社は、1年間の平均で社会保険料を決められる特例もあります。条件を満たせば利用可能なので、特例を使うことを忘れないでください。

### ■菅原 由一プロフィール

1975年、三重県生まれ。東京都在住。お客様の85%を黒字に導く節税と資金繰りの専門家。

2022年12月に開設したYouTubeチャンネル『脱・税理士スガワラくん』は、チャンネル開設から2年で登録者数90万人を突破。ブログ『脱！税理士 菅原のお金を増やす経営術！』は全国税理士ブログランキング第1位を獲得し、アメブロ【公式】トップブロガーに選任。

講演実績は、Google、アパホテル、リコージャパン、ロバートキョサキなど上場企業、外資系企業も含め1,000回を超え、各メディアからの取材も多数受ける。

書籍『究極の資金繰り』『激レア資金繰りテクニック50』（共に幻冬舎）は、累計3.7万部のベストセラーとなる。2024年2月22日に『タピオカ屋はどこへいったのか？ 商売の始め方と儲け方がわかるビジネスのカラクリ』を発売。刊行から9か月で累計発行部数10万部を突破。

ブログ：<https://ameblo.jp/sannet/>

YouTube：<https://www.youtube.com/@datu-sugawara>

X：<https://mobile.twitter.com/sugawara11>



本リリースに関するお問い合わせ先

株式会社スガワラくん PR事務局

株式会社えびラーメンとチョコレートモンブランが食べたい

担当：木村 E-mail：kimura@ebichoco.com



## NEWS RELEASE

Instagram : <https://www.instagram.com/sugawara.smg>

Threads : <https://threads.net/@sugawara.smg>

TikTok : <https://vt.tiktok.com/ZSexq2jCP/>

Facebook : <https://www.facebook.com/yuichi.sugawara.5>

### ■会社概要

商号：株式会社スガワラクン

本社所在地：愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館7F

代表者：代表取締役 堀江 芳紀

設立年月日：2023年11月8日

資本金：1,000,000円

事業内容：セミナーの運営、YouTube、広告、コンサルティング

URL : <https://sugawarakun.com/>

本リリースに関するお問い合わせ先

株式会社スガワラクン PR事務局

株式会社えびラーメンとチョコレートモンブランが食べたい

担当：木村 E-mail : kimura@ebichoco.com